

## 令和2年度吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者公募に関する質問・回答

### 質問1

本事業の児童の受け入れ開始時期は令和3年4月1日からという認識でよろしいですか。

### (回答1)

お見込みのとおりです。

### 質問2

仕様書 P.1 の「4 開室時間」(1) (2) (3) それぞれの開室日数についてご教示ください。

### (回答2)

各開室日数は、学校行事等の不確定要素が多くお示しが難しいですが、開室見込みは(1) 202日 (2) 37日 (3) 12日の合計 251日です。

### 質問3

児童の募集、選定方法についてご教示ください。

また、育成室1室につき定員40人(45人まで受け入れる可能性あり)とのことですが、定員を超えた場合に支援の単位(教室)が増える可能性はありますか。

### (回答3)

児童の募集、選定については市が行いますが、入室児童の申請書類配付等は委託事業者で行っていただきます。(共通仕様書 P8 参照) 詳しい内容については市ホームページで公開している令和3年度吹田市留守家庭児童育成室入室案内及び入室選考基準をご覧ください。また、定員を超えた場合、支援の単位(教室)が増える可能性はあります。

### 質問4

特別な配慮を要する児童を受け入れる場合(加配が必要なケース)を除き、支援の単位(1教室)あたりの配置予定指導員数についてご教示ください。

### (回答4)

共通仕様書 P2、6に記載のとおりです。

### 質問5

主任指導員と指導員の兼任可否についてご教示ください。

### (回答5)

主任指導員と指導員の兼任は可能です。

質問 6

事業実施前の保護者説明会（入室説明会等）の予定日時をご教示ください。

(回答 6)

委託契約前の1月中旬～下旬で、保護者が多く参加できる日時を設定する予定です。

質問 7

春、夏の文化行事や、各育成室にて独自に行われていた行事について、過去の実施回数、実施例等をご教示ください。

(回答 7)

育成室名	主な独自のイベント・行事（令和元年度）		
	1 学期	2 学期	3 学期
東佐井寺 育成室	新入生歓迎会	班づくり	けん玉レジェンド大会
	大学児童サークルとの交流	ワンダーランド	けん玉技マイスター選手権
	けん玉贈呈式	たんぽぽまつり	卒室式に向けた取組
	手ぬぐい染め	大学児童サークルとの交流	卒室式
	昼食づくり	春の文化行事	
	野外炊飯活動	けん玉オリンピック	
	工作	けん玉技検定	
西山田 育成室	新入生歓迎会	あすなる祭り	けん玉大会
	大学児童サークルとの交流	デイキャンプ	おわかれ会
	避難訓練	芋ほり	卒室式
	校内（外）めぐり	お楽しみ会	避難訓練
	昼食づくり	避難訓練	

※ 各育成室とも該当児童がいる場合（ほぼ毎月）にお誕生日会を開催しています。

質問 8

月別、日別の登録人数、参加人数、出席率について、過去の実績等をご教示ください。

(回答 8)

別紙 1 のとおりです。

質問 9

特別な配慮を必要とする児童の人数について、過去の実績等をご教示ください。

(回答 9)

令和 2 年 4 月時点、配慮を要する児童は、東佐井寺育成室 3 人（指導員の加配 1 人）、西

山田育成室 3 人（指導員の加配 2 人）です。令和 2 年 11 月現在、配慮を要する児童は、東佐井寺育成室 3 人（指導員の加配 0 人）、西山田育成室 4 人（指導員の加配 2 人）です。

質問 1 0

太陽の広場事業との連携について、連絡会議の頻度や活動プログラムの企画、実施回数、実施例等をご教示ください。

(回答 1 0)

別紙 2 のとおりです。

質問 1 1

支援員の福利厚生（月給、日給、時給等）について、過去の実績等をご教示ください。

(回答 1 1)

令和 2 年度において、本市指導員の勤務時間は 5 時間 30 分、報酬月額 は 146,170 円～241,788 円（34 階層）です。主任の場合、報酬月額は 190,204 円～242,822 円（12 階層）です。ほかに期末手当（2.6 月分）を年 2 回支給しています。補助員については、日給 6,823 円（時給 1,240 円）となります。福利厚生として、雇用・労災保険をはじめ、加入要件を満たす場合は健康保険・介護保険・厚生年金にも加入しています。なお、指導員の報酬等については、最低賃金法を遵守のうえ事業者の規定に基づいて適正に執行してください。

質問 1 2

各指導員の給与について、積算上限内であればこちらで設定し直してもよろしいですか。

(回答 1 2)

問題ありません。

質問 1 3

積算について、仮に提案時に人件費・事業費・運営費をそれぞれ設定し、受託して実際に運営をしたところ、想定以上に人件費がかかった場合、事業費・運営費から費用を充ててもよろしいですか。それとも、あくまでも積算した人件費・事業費・運営費それぞれのなかでやりくりする必要があるのかご教示ください。

(回答 1 3)

実際の運営において、収支計画書の各費目で金額が流動するものと考えていますので、事業費、運営費を人件費に充てることに問題はありません。ただし、毎年度、提案時の収支計画書と大きく異なる決算となれば、事業運営に疑義が生じ、市による現地検査、運営の検証のうえ改善を求めることとなり、受託者はそれに応じなければなりません。

質問 1 4

保護者へ費用の徴収が必要となるケースについて、おやつ代以外（仕様書 P.5 教材費など適切な保育運営のために必要となる物品）の実例をご教示ください。

また、徴収する際の受け渡し方法（口座振替や手渡し等）についてご教示ください。

(回答 1 4)

育成室において児童が共有するものではなく、個人で使用もしくは消費するものについて、保護者との協議や相談のうえ徴収することを可能としているものです。個人持ちのけん玉やクッキング保育の材料、卒室式の記念品等を想定しています。また、徴収する際の受け渡し方法について決まりはありません。

質問 1 5

保護者や指導員が利用可能な駐輪場はありますか。

(回答 1 5)

学校との調整は必要ですが、保護者、指導員ともに駐輪できるスペースはあります。

質問 1 6

実施場所面積、備え付けの備品、利用可能な物品等についてご教示ください。

(回答 1 6)

東佐井寺育成室は1階プレハブ2室（令和3年度はさらに1階普通教室1室を使用予定）、西山田育成室は1階普通教室3室で、各面積はいずれも約64㎡です。また、主な備品としては、ロッカー、冷蔵庫、洗濯機、書庫、棚、机、椅子、電話、ファックス、座卓、空気清浄機、ガスコンロ、食器乾燥機、ホットプレート、食器棚などです。利用できる物品としては、本や玩具類です。

質問 1 7

令和3年4月の時点において、各教室における備品、物品、施設等の消耗・損傷は全て回復した上で引継ぐという認識でよろしいですか。

(回答 1 7)

委託契約後においても、施設修繕や備品更新は市が行います。（共通仕様書 P8～9 参照）東佐井寺、西山田育成室ともに、畳、座卓、更衣ロッカー、指導員用椅子、ランドセルロッカーなど、必要に応じて更新する予定です。

質問 1 8

事業実施計画書は記載する項目や様式を守れば、パワーポイントでの作成は可能ですか。  
また枚数制限や図の使用規定をご教示ください。(枚数制限がある場合、表紙も枚数に含まれるか否かについてもご教示ください)

(回答 1 8)

記載項目、項目の並び等の様式が同様であれば、使用するファイルはワードに限定しませんので、パワーポイントでも構いません。なお、枚数や図の使用規定はありませんが、選定委員の審査に適した分量としてください。

質問 1 9

副本では事業者名をマスキングして隠す必要はありますか。

(回答 1 9)

事業者名は伏せずに審査を実施するため、提出書類にマスキングは行わないでください。

質問 2 0

令和元年度の受託事業者についてご教示ください。

(回答 2 0)

委託開始年度	育成室名	法人名	代表者名	所在地
令和元年度	山手	(株)セリオ	代表取締役 若濱久	大阪市北区堂島 1-5-17

それまでの委託事業者については、市ホームページで公開している留守家庭児童育成室の運営業務民間委託についてをご覧ください。

質問 2 1

令和元年、2年度の同事業における、完了報告書等の具体的な数値があれば、それらに基づいた現時点での成果や課題などについてご教示ください。

(回答 2 1)

引継保育業務完了報告書は、2月中旬から3月末までの間に実施する引継保育に係る委託料を支払ううえで必要となるものです。業務内容は引継ぎ時に確認しますので、業務完了報告書は具体的な数値を求めるものではありません。

質問 2 2

登録児童数と参加児童数に大幅な差があった際に、活動教室と従事者を減らして運営することは可能ですか。

(回答 2 2)

共通仕様書 P2、6 のとおり、指導員配置基準を満たしていれば、活動教室を減らすなど柔軟な運営は可能ですが、新型コロナウイルス等の感染症防止対策など、安全管理の徹底をお願いします。

質問 2 3

現在の従事者をそのまま継続して雇用することは可能ですか。

また、不可能である場合、公示後から3月末までの期間で委託事業者が全てのスタッフを新たに募集するということですか。

(回答 2 3)

現在勤務している指導員等は、基本的には市職員として別の直営育成室で勤務することになりますが、指導員本人との雇用契約に基づくことから、同じ育成室での勤務を希望する場合は、雇用することを妨げるものではありません。なお、2月中旬から3月末までの間に実施する引継保育は、市の指導員とともに、4月から配置予定の指導員により行うこととなります。

質問 2 4

保険については、吹田市にて加入管理等をするという認識でよろしいですか。

(回答 2 4)

共通仕様書 P9 に記載のとおりです。

質問 2 5

募集要領 P.5 記載の提出物 (7) について、「組織に関する事項について記載した書類」は、例えば会社パンフレット等で問題ないですか。

(回答 2 5)

問題ありません。

質問 2 6

募集要領 P.5 記載の提出物 (9) については、本事業に関する書類となりますか。もしくは別事業 (他自治体にて運営中など) における同書類となりますか。

また、本書類は (3) の事業実施計画書とは別での提出という認識でよろしいですか。

(回答 2 6)

本事業に関する書類となり、委託事業者選定に係る評価につながります。(共通募集要領 P20、P26 参照) また、事業実施計画書とは別に提出してください。

質問 27

3年間委託後の再委託についての審査や資格・最大期限などをご教示ください。

(回答 27)

共通募集要領 P7、16 に記載のとおりです。過去の審査内容については、市ホームページで公開している吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の開催状況及び議事録（概要）をご覧ください。なお、再委託の契約は5年間を想定しています。

質問 28

放課後児童支援員認定研修について、受託者の指導員は優先的に受講できますか。それとも随時各事業者に対する割当となるのですか。その場合、受講数はどのくらいですか。

(回答 28)

希望者全員を優先することはできませんが、必要に応じて1年以内に受講できるよう配慮します。本市の今年度の受講枠は年間25人で、随時各事業者に割り当てるなど必要性に応じて市が判断します。

質問 29

吹田市が実施する研修会とは、頻度・場所等具体的にはどのようなものですか。

(回答 29)

例年15回程度の研修を計画しており、初任指導員を対象とした研修や、障がい児保育、健康管理、6年目以上の職員を対象とした学級運営（集団づくり）のことなど、様々な内容となります。開催場所については、市役所やその周辺の公共施設を基本としています。

質問 30

二次審査の日程に関して、現在運営中の他市学童が土曜日開所のため、担当者が参加することが難しいです。日程の変更調整には対応できますか。

(回答 30)

二次審査の日程変更はできません。

質問 31

各児童育成室の定員をご教示ください。

(回答 31)

定員は、育成室の施設の状況、入室が見込まれる児童の数その他の事情を考慮して、毎年度市長が定めることとなります。1の支援の単位を構成する児童の数は、40人以下です。（ただし、特別の事情があり、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。）

質問 3 2

各児童育成室で勤務する職員の数と雇用形態についてご教示ください。

(回答 3 2)

令和 2 年 11 月 1 日時点

育成室名	室数	常勤		非常勤	合計
		指導員数	補助員数	補助員数	
東佐井寺育成室	2 室	2 人	1 人	1 人	4 人
西山田育成室	3 室	3 人	2 人	3 人	8 人

質問 3 3

各児童育成室の前年度及び今年度の各月登録数、参加平均児童数をご教示ください。

(回答 3 3)

前年度は別紙 1 のとおりです。今年度の状況（土曜保育は除く）は下表のとおりです。

東佐井寺育成室	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
児童数 (人)	78	78	78	80	80	80	78
平均出席人数 (人)	31.9	19.5	58.4	64.5	49.9	66.9	65.6
平均出席率 (%)	40.9	25.0	74.9	80.7	62.3	83.6	84.1

西山田育成室	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
児童数 (人)	95	94	94	93	92	85	82
平均出席人数 (人)	32.4	17.7	61.0	68.0	54.4	66.9	64.1
平均出席率 (%)	34.1	18.9	65.0	73.1	59.1	78.7	78.2